

連絡不能開発者の製品に関する脆弱性情報の公表を開始

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

2015年9月3日、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター(東京都千代田区、代表理事：歌代 和正、以下「JPCERT/CC」といいます。)は、JPCERT/CC 及び IPA(独立行政法人情報処理推進機構、理事長：藤江 一正)が共同運営する脆弱性対策情報ポータルサイト Japan Vulnerability Notes (以下「JVN」といいます。)において、連絡不能開発者の製品に関する脆弱性情報の公表を開始しました。

発見された脆弱性をもつ製品の開発者と連絡がとれない事案(以下「連絡不能案件」といいます。)についても、「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」(経済産業省告示第百十号)及び「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」¹の2014年5月の改正に基づいて、利用者に脆弱性のリスクを伝えるため、今回から脆弱性情報の公表を始めました。「連絡不能案件」の脆弱性情報は次の URL に掲載しています。

Japan Vulnerability Notes JP (連絡不能) 一覧

<https://jvn.jp/adj/index.html>

JVN では、これまで原則として製品開発者及び JPCERT/CC と IPA の三者が合意の上で脆弱性情報を公表してきましたが、連絡不能案件については、JPCERT/CC と IPA が発議して有識者による公表判定委員会を経て公表することになりました。この公表プロセスでは、不利益を被りうる関係者が意見を表明できる機会を担保し、社会的な影響も思料しつつ、脆弱性を公表しない場合に当該製品の利用者等が受けうる被害と、公表により製品開発者と製品利用者等が被りうる不利益とのバランスを図った取扱いが実現されています。

脆弱性の報告者や製品開発者の皆様のご協力に感謝しつつ、JPCERT/CC と IPA は脆弱性が社会にもたらすセキュリティ・リスクの低減に今後とも努力してまいります。

¹情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン
https://www.jpcert.or.jp/vh/partnership_guideline2015.pdf